

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教育活動の一環として教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

その学校給食の経費負担は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費は設置者の負担と位置づけられているが、それ以外の経費は保護者の負担となっている。

令和3年度学校給食実施状況等調査によると、公立の小学校及び中学校において保護者が負担する学校給食費の平均月額は、小学校で4,477円、中学校で5,121円であり、全体的に増加傾向である。

この、保護者負担である学校給食費は、年額にすると5～6万円と保護者が学校に納める納付金の中で最も高額であることから、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村も増えてきており、地方創生臨時交付金を活用した臨時的な給食費無償化を行っている自治体も出てきている。

これらの背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子供の貧困問題もあり、栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子供の健やかな成長のため非常に重要であるという観点がある。

しかし、給食費無償化は人件費や消費税、高騰する材料及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念が生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない自治体も少なくないのが実情である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、こうした状況に鑑み、財源の確保も含め国の責任において、全ての市町村が学校給食費の無償化を実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月22日

大 阪 府 茨 木 市 議 会